



2160

都道府県医師会
会長様

2013.11.1
公益財団法人 日本対がん協会
常務理事・事務局長 塩見知司



2014年度日本対がん協会「奨学医」推薦のお願い

謹啓

平素は、日本対がん協会の事業にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当協会では、がんの予防・診断・治療に関する専門的な知識と技能を研修することにより、がん検診の推進とがん医療水準の均てん化に寄与することを目指した奨学医制度を設けております。若手医師に奨学金を支給し、がん専門医療機関に研修をお願いするもので、奨学医はカリキュラムに基づき、研修機関の指導医の下に技術を習得するための診療に従事します。

2013年度は3人が対象になり、1970年度に制度が発足して以来これまでに累計161人が研修し、その後第一線で活躍しておられます。

2011年度からは、これまでと異なり、応募時点で所属する機関や組織での研修は対象とせず、それ以外の病院、大学での研修を原則とさせていただきます。

貴組織の若手医師で所属以外の医療機関での研修希望者がいらっしゃいましたらぜひご推薦ください。(別紙募集要項ご参照)。なお、医学部新卒者に対する新しい医師臨床研修制度による研修医は対象外ですのでご了解ください。

より多くの方々のご応募をお待ちしております。

当協会の窓口は、患者支援担当マネジャーの田淵勝雄(e-mail:tabuchi@jcancer.jp TEL:03-5218-4771)が担当します。

以上、よろしくごお願い申し上げます。

謹白

2014（平成 26）年度 日本対がん協会「奨学医」募集要項

- ◆名 称 日本対がん協会「奨学医」（略称「がん奨学医」）
- ◆趣 旨 がんの予防・診断・治療に関する専門的な知識と技能を研修することによりがん検診の推進とがん医療水準の均てん化に寄与することをめざす「奨学医」が下記医療機関で研修する場合にその医師に奨学金を支給する。
- ◆募集人員 10名前後
- ◆研修期間 3カ月または6カ月
- ◆給 費 1人 3カ月50万円、6カ月100万円
- ◆資 格 医師免許取得者で、原則として
 - (イ) 満35歳未満の者
 - (ロ) 臨床研修を終了した者
 - (ハ) 応募時点で今回研修を希望する機関や組織に属していない者
- ◆条 件 ①奨学医の期間終了後、修了報告として機関紙「対がん協会報」用レポートを提出する。内容は研修で習得したことなど1000字程度とする。
②日本対がん協会が実施する「がん相談」「セミナー」「リレー・フォー・ライフ」などの協会業務に、協力を求める場合がある。この場合の条件等は、その際に協議する。
- ◆宿 舎 各自で確保すること
- ◆提出書類
 - (イ) 日本対がん協会会長あての所定の申込書
(日本対がん協会のホームページの2013.11.1付のお知らせにある「2014年度 奨学医募集開始 締め切りは12月20日必着」をプリントアウトしてご利用ください。またはご連絡をいただければ、お送りします)
 - (ロ) 医師免許の写し
 - (ハ) 現在の勤務先責任者（医療機関長または直属上司）、大学の指導教授、日本対がん協会支部長のいずれかの推薦状
- ◆申し込み 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-5-1
有楽町センタービル（マリオン）13F
公益財団法人 日本対がん協会（担当：田淵勝雄・坂上桂子）
電話 03-5218-4771

2014（平成26）年度 日本対がん協会「奨学医」募集要項

◆研修機関と指導責任者

【緩和ケア】

九州大学病院（〒812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1） 麻酔科蘇生科教授 外須美夫氏

【臨床・腫瘍外科】

九州大学病院 臨床・腫瘍外科教授 田中雅夫氏

【臨床・腫瘍内科】

東北大学病院（〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1）

がんセンター長 腫瘍内科教授 石岡千加史氏

【胃・大腸】

愛知県がんセンター（〒464-8681 名古屋市千種区鹿子殿 1-1）

消化器内科部長 山雄健次氏

大阪がん循環器病予防センター（〒536-8588 大阪市城東区森之宮 1-6-107）

副所長 山崎秀男氏

がん研有明病院（〒135-8550 東京都江東区有明 3-8-31）

消化器センター長 山口俊晴氏

国立がん研究センター東病院（〒277-8577 千葉県柏市柏の葉 6-5-1）

副院長・肝胆膵外科科長 小西大氏

【子宮】

がん研有明病院

婦人科部長 竹島信宏氏

近畿大学医学部付属病院（〒589-8511 大阪狭山市大野東 377-2）

産婦人科診療部長 万代昌紀氏

【肺】

国立病院機構 四国がんセンター（〒791-0280 松山市南梅本町甲 160）

病棟部長・胸部外科医長 山下素弘氏

【乳】

がん研有明病院

乳腺センター長 岩瀬拓士氏

補足	・研修の申し込み等は本人が行ってください。 ・九州大学病院は受入に当たり、月額 6,300 円の研修料を渡す必要があります。 ・他の科での研修を希望する場合はご相談下さい。
----	--

◆選考 研修実施機関が受け入れ決定後、日本対がん協会本部で最終選考する。

◆締切 平成25年12月20日（金）必着

◆採用通知 平成26年1月以降、随時

以上

平成 24 年（2012 年）1 月 1 日一部改定施行

日本対がん協会 奨学医制度規定

（目的）

第 1 条 この規定は「助成対象の審査に関する規程」第 7 条を受け、昭和 45 年に開始された日本対がん協会研修医（のち「奨学医」と改称）制度を引き継いで、公益財団法人日本対がん協会が、国内のがん専門医療機関（以下研修機関という）に委託して実施する日本対がん協会奨学医（略称、がん奨学医）に関する必要な事項を定める。

第 2 条 奨学医制度は、がんの予防・診断・治療に関する専門的な知識と技能を研修することにより、がん検診の推進とがん医療水準の均てん化に寄与することを目指すものとする。

（定員、期間、研修内容）

第 3 条 奨学医の定員は毎年 15 名以内とする。

2 研修期間は原則として 3 か月、6 か月とする。

3 カリキュラムは、研修機関の長および指導医の定めるところによる。

（応募資格および選考）

第 4 条 応募資格は、医師免許を取得した者で、原則として、年齢 35 歳未満、臨床研修を終了した者とする。応募者の中から、研修機関および日本対がん協会の助成審査委員会で選考する。選考結果は、理事会に報告し、承認を得る。

2 応募時点で所属する機関・組織以外の機関での研修を原則とする。

（応募手続き）

第 5 条 奨学医として研修を希望する者は、所定の申込用紙により日本対がん協会に申込む。

（助成額）

第 6 条 日本対がん協会は、国内の研修機関における奨学医には 3 か月間 50 万円、6 か月間 100 万円を支給する。

（義務）

第 7 条 奨学医はカリキュラムに基づき、研修機関の指導医の下に、がんの予防・診断・治療の技術を習得するため診療に従事しなければならない。

2 奨学医は自己の行なった診療行為について、研修機関の医局員と同等の責任と義務を有する。

（修了証書）

第 8 条 奨学医が所定の研修を終了したときは、指導医の確認を得て日本対がん協

会長から修了証書を交付する。

(解任)

第9条 奨学医が次の各号の一つに該当した時は、日本対がん協会は奨学医を解任することができる。

- (1) 医師の資格を喪失した場合
- (2) 第7条の義務に違反した場合
- (3) 奨学医にふさわしくない行為があったとき、日本対がん協会長または研修機関の長が解任に値すると判断した場合

(弁済規定)

第10条 奨学医が本人の故意または重大な過失により、研修機関ならびに日本対がん協会に重大な損害を与えたときは、研修機関または日本対がん協会は本人に対し弁済を求めることができる。

(運営)

第11条 本制度の運営に必要な経費は日本対がん協会が負担する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は理事長が行なう。

附則

この規定は、昭和45年4月1日施行、平成20年1月28日一部改定、平成22年9月1日一部改定、さらに平成24年1月1日に一部改定して施行。